

議案第163号

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例（平成21年川崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表5の項を次のように改める。

5	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	登戸駅前地区 C-1 登戸駅前地区 C-2 向ヶ丘遊園駅前地区 <small>わい</small> 界限商業地区 界限共存地区 登戸駅・向ヶ
---	---------------------	--	---

			丘遊園駅連携 地区
--	--	--	--------------

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画の区域のうち、登戸駅前地区C-1及び登戸駅前地区C-2内における建築物等の形態意匠について、当該地区計画において定められた形態意匠の制限に適合しなければならないこととするため、この条例を制定するものである。